

許可番号 04020056024

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県嘉麻市牛隈934番地の7

氏名 西九開発株式会社
代表取締役 河東 宰均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5 年 10 月 26 日

許可の有効年月日 令和 10 年 10 月 25 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (破碎 (移動式を含む。)) : 木くず 以上1品目

中間処理 (破碎) : ガラスくず等 (自動車等破碎物を除く。)、がれき類 以上2品目

中間処理 (選別) : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

破碎施設① : 取扱品目 ガラスくず等、がれき類

設置場所 福岡県嘉麻市牛隈字柳ヶ谷945番1

設置年月日 平成11年4月8日

処理能力 ガラスくず等 593t/日 (8時間)

がれき類 880t/日 (8時間)

破碎施設② : 取扱品目 木くず

設置場所 福岡県嘉麻市牛隈字柳ヶ谷945番1

設置年月日 平成14年12月10日

処理能力 64t/日 (8時間)

許可年月日 平成14年11月20日

許可番号 第448号

(以下第2面記載)

破碎施設③(移動式): 取扱品目 木くず
保管場所 福岡県嘉麻市牛隈字柳ヶ谷945番1
設置年月日 平成16年6月9日
処理能力 30.1 t/日(8時間)
許可年月日 平成16年6月9日
許可番号 第474号

選別施設: 設置場所 福岡県嘉麻市牛隈字柳ヶ谷945番1
設置年月日 平成15年10月1日
処理能力 46 t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。
- (2) 破碎施設①については、一次破碎機のセット幅(開側)を110mm以下として使用すること。
- (3) 破碎施設③(移動式)については、15cm以下のスクリーンを使用すること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は317m³以下とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ゴムくず)の保管数量は3.46m³以下とすること。
- (6) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(紙くず、繊維くず))の保管数量は合計29.5m³以下とすること。
- (7) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は157m³以下とすること。
- (8) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等)の保管数量は77.9m³以下とすること。
- (9) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。))の保管数量は81.6m³以下とすること。
- (10) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は12.7m³以下とすること。

以下余白

(以下第3面記載)



4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 7月 6日 変更許可により中間処理（破碎）の追加
平成15年 2月14日 変更許可により中間処理（破碎）に係る取扱品目（木くず）の追加
平成15年10月26日 更新許可
平成17年 4月20日 変更許可により中間処理（破碎（移動式））及び中間処理（選別）の追加並びに中間処理（破碎）に係る取扱品目（ガラスくず等）の追加
平成20年 9月17日 変更届出により中間処理（焼却）の廃止
平成20年10月26日 更新許可
平成25年10月26日 更新許可
平成30年10月26日 更新許可
令和 2年11月 9日 変更許可により中間処理（破碎（移動式））に係る取扱品目（ガラスくず等、がれき類）の追加
令和 5年10月24日 変更届出により中間処理（破碎（移動式））に係る取扱品目（ガラスくず等、がれき類）の廃止
令和 5年10月26日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

